

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「健康福祉部コロナ収束総合企画課」を「健康福祉部健康福祉企画課」に改める。

第14条第2項の表中

| | |
|---|---|
| ロ 警察職員がイに掲げる皇族以外の皇族の身辺の警衛又は人事委員会規則で定める要人の身辺の警護に従事した場合 | 同 640円 （人事委員会規則で定める警衛に従事した場合にあつては1,150円） |
|---|---|

を

| | |
|-----------------------------------|---|
| ロ 警察職員がイに掲げる皇族以外の皇族の身辺の警衛に従事した場合 | 同 640円 （人事委員会規則で定める警衛に従事した場合にあつては1,150円） |
| ハ 警察職員が人事委員会規則で定める要人の身辺の警護に従事した場合 | 同 1,150円 |

に改める。

附則第9項の前の見出し、同項及び附則第10項を削る。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第2項の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

提 案 理 由

警衛警護作業に従事する警察職員の特殊勤務手当の額を改定するとともに、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給の対象となる作業等の特例を廃止する等のため提案するものである。

議第67号

山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同項第12号の表ヨの項中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第15号又は第16号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

提 案 理 由

道路交通法の規定に基づく特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受けようとする者から手数料を徴収する等のため提案するものである。